デンジャラス原発にレッドカード

老朽原発40年廃炉·名古屋訴訟

高浜 12 号機&美浜3号機の運転期間延長認可取消訴訟

高浜1.2号第8回口頭弁論

2018年 7月2日(月)

@名古屋地方裁判所(2号法廷)

1号法廷から変わりました

10:20 頃~名古屋地裁西でミニ集会

傍聴券の抽選*(これより早めに列に並んでください)

- 11:00~高浜原発1.2号機 第8回口頭弁論 (約1時間)
 - ●弁論更新(原発事故被害の重大性、司法審査のあり方)●放射性廃棄物問題(予定)
- 12:50 頃~傍聴券の抽選* (これより早めに列に並んでください)
- 13:30~美浜原発3号機 第6回口頭弁論 (約1.5時間)
 - ●弁論更新(原発の老朽化全般、火山審査問題)●原発問題新聞記事
 - *傍聴の抽選に漏れた方は北隣の弁護士会館3F会議室で別企画をご用意しています

15:15頃~記者会見+報告集会

(@愛知県弁護士会館5Fホール 弁護団からの弁論解説あり)

【次回以降】 **10 月 18 日** (木)】 13:30~高浜 1.2 号機 第 9 回口頭弁論 15:30~美浜 3 号機 第 7 回口頭弁論 2019 年 **1 月 16 日** (水)】 13:30~高浜 1.2 号機 第 10 回口頭弁論 15:30~美浜 3 号機 第 8 回口頭弁論

<アクセス>

名城線「市役所」駅⑤出口西へ10分 鶴舞線「丸の内」駅①出口北へ10分 桜通線「丸の内」駅③出口北へ15分 裁判長と 左陪席裁判官 が新しい人に なったよ。

> 今回は初めてパワー ポイントのスライド を使って、これまで の主張のおさらい (弁論の更新)をす るよ。きっと分かり やすいはず。

老朽原発40年廃炉訴訟とは? 福島原発事故の教訓から原発の運転期間

を原則40年とする法律ができました。しかし、原子力規制委員会は高浜1.2号機と美浜3号機の40年超運転を自ら規制を緩めて認めてしまいました。この裁判はその違法性を問う行政裁判です。現在、名古屋地裁で国と利害関係者として参加する関西電力の両者を相手に、ベテラン、中堅から若手まで総勢30余名の熱意溢れる弁護団が手弁当で裁判を闘っています。

この裁判を支えるために皆さまの力をかしてください。カンパ大歓迎! 40 年廃炉訴訟市民の会の会員も大募集中です。(年会費 2000 円) ゆうちょ銀行 口座番号:00810-0-153748「40 年廃炉訴訟市民の会」

老朽原発40年廃炉訴訟市民の会

TEL: 080-9495-9414 (事務局)

E-MAIL: toold40citizens@gmail.com TWITTER: @toold40nagoya HP: http://toold-40-takahama.com/people/FACEBOOK: https://facebook.com/toold40nagoya/インスタグラム: https://www.instagram.com/toold40nagoya/〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-18-22 三博ビル 5 F 名古屋第一法律事務所 気付

TO@LD40 @ NAGOYA